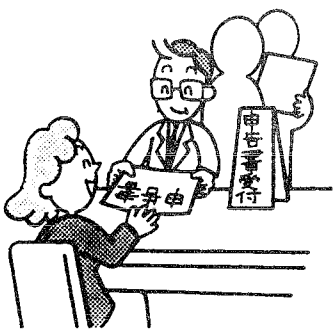


今年も

お早めに！



所得税 3月15日(月)まで  
住民税 3月31日(水)まで  
消費税

消費税率 3月31日(水)まで

### 所得税

確定申告をしなければならぬ人

次のような人は確定申告をしなければなりません

- ① 事業を行っている場合、不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、平成10年中の所得合計額から配偶者控除、扶養控除などの所得控除等の合計額を超える人
- ② 給与所得者で次のいずれかに該当する人
  - ① 給与の年収が2千万円を超える人
  - ② 二ヶ所以上から給与をもらっている人
  - ③ 一ヶ所から給与の支払いを受けている人で給与所得や退職所得以外の所得

金額の合計額が二十万円を超える人

③ 同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けている人

確定申告をすれば税金の戻る人

確定申告をしなくてもよい人で次のような人

- ① 災害や盗難にあった人
- ② 多額の医療費を支払った人
- ③ 住宅ローンなどを利用してマイホームの新築・購入または大規模な修繕・増改築をした人
- ④ 平成10年の途中で会社を退職した後、就職しなかった人で年末調整を受けなかった人

### 住民税

住民税の申告をしなければならぬ人

事業所得(営業・農業・その他事業) 配当所得・不動産所得・雑所得等のあった人

- ※ 確定申告をした人を除く
- 国民健康保険加入者
- 扶養家族として証明書が必要な人
- 生命保険や医療費控除を受けようとする人

### 消費税

消費税の確定申告をしなければならぬ人

平成8年中(基準期間)の課税売上高が3千万円を超える事業者

- 平成8年中の課税売上高が3千万円以下の事業者で「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

各申告書は、町・県民税や国民健康保険税等を計算する資料となるばかりでなく、各種証明事務の資料にもなりますので、該当項目に正しく記入し期限までに申告してください。

## はじまります

# 確定申告が 2月16日(火)から



私は便利な郵送で

僕は早めに窓口で

申告書は自分で書いてお早めに

確定申告

3/15(月)まで

3/31(水)まで

申告と納税は、正しく、お早めに。◆所得税の納税の適用をお忘れなく◆住民税の申告は2月1日から3月15日まで

### その他

決算説明会の開催について

\*日時 2月8日(月) 午前10時~11時30分

\*会場 小須戸町商工会

\*持参するもの

- 平成10年度分所得税確定申告書、収支内訳書等の書類一式
- 昨年の所得税確定申告書、収支内訳書の控
- 筆記用具、電卓(計算用具)

なお、当日都合の悪い方は、確定申告期間中(土・日除く)

に新津税務署で相談ください。署職員による役場での相談は行っておりません。

納税証明書を請求される方に

2月、3月は所得税・消費税及び地方消費税の確定申告のため窓口が大変混雑し、納税証明書

を当日に発行できない場合がありますので、できるだけ余裕をもって請求されるようお願いいたします。また、申告及び納付の直後(約1か月以内)に納税証明書を請求される場合には、「申告書控」と「領収証書」を持参して下さい。

なお、本人以外による請求の場合には委任状が必要となります。

建物の耐用年数の改正について

平成10年分所得税の確定申告に当たって、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入される減価償却費の計算においては、建物の耐用年数が短縮(従来の耐用年数が11年以下のものを除きます。)されましたので、平成9年以前から所有している

建物についても平成10年分の減価償却費の計算から改正後の耐用年数が適用されます。

また、平成10年4月1日以後に取得した建物の償却方法は、定額法に限る(定率法の選択はできません。)こととされました。

詳しくは、最寄りの税務署又はは税務相談室にお尋ねください。

税金電話相談(タックスアンサー)について

タックスアンサーは、税金に関する相談について約600項目収録され、利用者がお聞きになりたいコードを指定すると、コンピュータが自動解説をしてくれます。

◎利用方法

① 025(223)2299

へダイヤルして下さい。

② コード表でコードを確認して下さい。

(例) 1190 配偶者控除

③ 案内のとおりコード番号をダイヤルしてください。

◎受付時間

朝6時~夜12時(日曜・祝日も可)

その他ファックスやインターネットでもサービスを行っています。

税理士事務所による還付申告無料相談のお知らせ

関東信越税理士会新津支部では、次の日程で少額な還付申告相談及び申告書の作成を無料で行いますので、ご希望の方は、最寄りの税理士事務所へ電話連絡のうえ、お出かけください。

- (1) 年金を受けられている方
- (2) 給与所得者で医療控除を受けたい方
- (3) 年の途中で退職又は就職された方 など

①日程

平成11年2月8日から10日

午前9時30分より午後4時

②問い合わせ先

新津税務署か役場税務課へ